

各位

会社名 株式会社 KOKUSAI ELECTRIC
代表者名 代表取締役 社長執行役員 塚田 和徳
(コード番号: 6525 東証プライム市場)
問合せ先 経営戦略本部 本部長 能勢 雄章
(TEL. 03-5297-8515)

社員持株会を通じた株式付与のための自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキーム（自己株式処分型）（以下、「本スキーム」といいます。）を導入し、以下のとおり、KOKUSAI ELECTRIC 社員持株会（以下、「本持株会」といいます。）を処分予定先として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年9月2日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 109,620株（注）
(3) 処分価額	1株につき3,014円 ※ 2025年5月20日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値
(4) 処分価額の総額	330,394,680円（注）
(5) 処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法による (KOKUSAI ELECTRIC 社員持株会 109,620株) なお、各対象会員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けません。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注）「処分する株式の数」及び「処分価額の総額」は、本スキームの対象となり得る当社の社員（以下、「対象社員」といいます。）最大1,218名に対して、それぞれ当社の普通株式（以下、「当社普通株式」といいます。）90株を付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分価額の総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象社員である本持株会の会員（以下、「対象会員」といいます。）の数に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申し込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分価額の総額」となります。なお、当社は、各対象会員に対して一律に271,260円を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象会員に対して一律に当社普通株式90株を割り当てます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本スキームの導入を契機として当社の社員による本持株会への入会を促進し、より多くの社員に、当社が処分する当社普通株式を、本持株会を通じて取得させる機会を創出することにより、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを与えると同時に、当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本スキームを導入し、本自己株式処分を行うことを決定いたしました。

本スキームは、対象会員1名当たり当社普通株式90株相当の額（271,260円）の特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり後日確定いたしますが、最大109,620株を本持株会へ処分する予定です。対象会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に会員による金銭の拠出はありません。

本スキームの対象社員最大1,218名の全員が本持株会に加入した場合には109,620株の処分を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数238,002,985株に対し0.05%であり、2025年3月31日現在の総議決権個数2,328,822個

に対し0.05%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）です。

本自己株式処分は、対象社員に対し中長期的な企業価値向上へのインセンティブを与えるとともに、当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入する本スキームの一環として行うものであるため、当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えており、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しております。

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本持株会を通じた株式付与のために対象会員に支給された本特別奨励金を払込資金として、対象会員が本持株会に拠出して行われるものであり、その処分価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年5月20日（本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,014円としております。これは、当該取締役会決議日直前の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

なお、この処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2025年4月21日～2025年5月20日）	2,772円	8.73%
3ヶ月（2025年2月21日～2025年5月20日）	2,709円	11.26%
6ヶ月（2024年11月21日～2025年5月20日）	2,542円	18.57%

本日開催の取締役会に出席した監査等委員会（社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名）は、上記処分金額について、本自己株式処分が本スキームの実施を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、処分予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

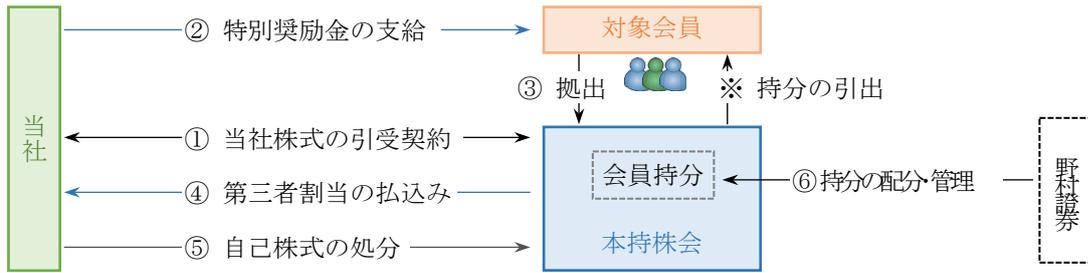
4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

（ご参考）

【本スキームの仕組み】

- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
 - ② 当社は、対象会員に当社普通株式付与のための特別奨励金を支給します。
 - ③ 対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
 - ④ 本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
 - ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
 - ⑥ 割り当てられた当社普通株式は、本持株会が持株事務を委託する野村證券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。
- ※ 対象会員は割り当てられた当社普通株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。



以上